流通政策課関係団体各位

平成２５年８月２２日
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー対策課

電球型ＬＥＤランプのトップランナー規制に関するお知らせ

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年秋頃を目途に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、電球型ＬＥＤランプについて、トップランナー規制に関する基準を公布・施行する予定です。当該規制は、電球型ＬＥＤランプの製造や輸入（委託している場合も含む）を行う事業者の皆様が対象となります。
つきましては、規制の内容について別添のとおりお知らせ致します。

御不明な点がございましたら、お手数ではございますが、下記連絡先までお問い合わせくださいますようお願い致します。

（お問い合わせ先）
資源エネルギー庁　省エネルギー対策課
畑下（はたしも）、村越（むらこし）
03-3501-9726（省エネ課直通）

流通政策課関係団体　配布資料

電球形LEDランプにおける トップランナー規制について

平成２５年８月

資源エネルギー庁　省エネルギー対策課

省エネ法に基づくトップランナー規制について

7月9日、審議会（※）を開催し、電球形LEDランプにおけるトップランナー規制について中間とりまとめが承認されたことから、今年の秋頃にトップランナー規制に関する基準を公布・施行予定。（※）総合資源エネルギー調査会照明器具等判断基準WG

中間とりまとめ（概要）

- 規制対象事業者：
  製造事業者及び輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）（※規制対象事業者の解釈は次頁参照。）
- 規制対象機器：
  口金が「E17」、「E26」の電球形LEDランプ
  （※ただし、調光機能付きのもの、平均演色評価数が90以上のものを除く）
- 規制内容：
  ①目標年度（2017年度）以降に、規制対象における区分毎に定める目標基準値（下表）を加重平均によって達成すること、②施行日（2013年秋頃を予定）以降、一定の内容（3頁参照）をパッケージ、カタログ等に表示を義務づけるもの。（※表示の切替えにあたっては猶予期間を設ける。）
- 罰則：
  ①基準を達成しなかった、又は②表示義務に違反した製造事業者等に対しては、経済産業大臣による勧告、公表、命令、100万円以下の罰金に処する。
- 関係法令：
  省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）第6章（第77条～第81条、第86条、第87条、第91条、第95条、第96条）

表　電球形LEDランプの区分と目標基準値

区分	光源色	目標基準値[lm/W]
1	昼光色・昼白色・白色	110.0
2	温白色・電球色	98.6

規制対象事業者の解釈について

トップランナー規制において、製造事業者及び輸入事業者（製造事業者等）が規制対象。ここでいう規制対象には、委託による製造又は輸入を行っている者（委託元）が含まれるので注意が必要。

省エネ法第七十七条

- エネルギーを消費する機械器具の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係る機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の向上を図ることにより、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

省エネ法の解説［機械器具編より］

- 『ここでいう製造事業者等には、エネルギーを消費する機械器具の製造又は輸入を反復継続して行う者をいう。また、委託による製造又は輸入の場合は、原則として、機械器具の製造又は輸入の委託を行った者（委託元）を製造事業者等とする。』と解釈。

１．製造委託の場合

（ホ）非製造事業者が委託するような場合であっても、委託製造にかかる本法律における「製造事業者等」は、原則として委託元である。

２．輸入の委託場合

輸入の委託の場合には、特定機器の輸入の委託を行い、それを国内に出荷する事業者が本法律における「製造事業者等」である。

⇒販売事業者も、プライベートブランド等で委託を行っている場合は規制対象となりうる。

トップランナー基準における表示義務について

- 省エネ法では、製造事業者等に対してパッケージ、カタログ等にエネルギー消費効率等の表示を義務づけている。
- 表示事項のうち全光束と消費電力は、登録試験事業者が測定した結果を表示する。

中間とりまとめ（抜粋）

①表示事項

以下のイ）～リ）の項目を表示事項とする。

イ）品名又は形名

ロ）区分名

ハ）全光束

ニ）消費電力

ホ）エネルギー消費効率

へ）光源色

ト）製造事業者等の氏名又は名称

チ）登録試験事業者（※1）がハ）全光束及びニ）消費電力を測定したこと（※2）

（※1）登録試験事業者とは、工業標準化法第57条第1項の規定に基づき登録を受けた者をいう。

（※2）本項目の表示例（パッケージ）

・パッケージに右記を記載

・全光束及び消費電力の横に（＊）を表示

・「000000jp」：測定した登録試験事業者の登録番号

・取扱説明書及びカタログの書きぶり（例）

「これらの定格値はJNLA登録試験事業者による試験結果に基づき、弊社の責任で表示したものである。」

リ）製造年月（ロット番号）

②遵守事項

1）全光束は、ルーメン単位[lm]で表示すること。

2）消費電力は、ワット単位[W]で表示すること。

3）エネルギー消費効率は、ルーメン毎ワット単位[lm／W]で小数点以下1桁まで表示すること。

4）光源色は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）：2012（以下「JIS Z 9112」という。）に基づき表示すること。

5）①に掲げる表示事項の表示は、以下のとおり掲載すること。

・パッケージに表示：イ）～ニ）、チ）

・取扱説明書、カタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料に表示：イ）～ニ）、チ）

・カタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料に表示：ホ）～ト）

・本体に表示：リ）

パッケージ記載例

全光束　７５lm(*)
消費電力　８W(*)

JNLA登録試験事業者（000000JP）試験
（＊）取扱説明書又はカタログ参照

省エネルギーに向けた販売事業者への提言について

- 「中間取りまとめ」の中で、「省エネルギーに向けた提言」として、政府、製造事業者等、使用者、設計者及び販売事業者への取り組み内容を提言。
- その中で、販売事業者におかれては、エネルギー消費効率に優れた電球形LEDランプの普及が進むよう、以下について取り組んでいただきたい。

※事業者の自主的な取組を提言するもので、法令上の義務を課すものではありません。

中間とりまとめ（抜粋）

〈販売事業者の取り組み〉

1. JIS Z 9110に規定されている演色性を確保しつつ、エネルギー消費効率に優れ、登録試験事業者が測定した電球形LEDランプの販売に努める。また、省エネルギーラベル等を利用し、使用者がエネルギー消費効率の優れた電球形LEDランプ等を選択するよう適切な情報の提供に努めること。また、省エネルギーラベル等の表示に当たっては、使用者に分かりやすく誤解を与えないよう配慮した表示内容にすること。
2. 店頭等での適切な情報の提供を行う観点から、電球形LEDランプ等の省エネルギーに関する情報収集及び販売員の教育等に努めること。
3. 電球形LEDランプ等を建築物に組み込んで販売する者についても、建築物の居住者が、JIS Z 9110に規定されている演色性を確保しつつ、エネルギー消費効率の良い電球形LEDランプ等の使用に資するようエネルギー消費効率の良い電球形LEDランプ等の選択及び設置に努めること。

省エネルギーに向けた製造事業者等への提言について

- 「中間取りまとめ」の中で、「省エネルギーに向けた提言」として、政府、製造事業者等、使用者、設計者及び販売事業者への取り組み内容を提言。
- その中で、製造事業者におかれては、エネルギー消費効率に優れた電球形LEDランプの開発に努めるよう、以下について取り組んでいただきたい。

※事業者の自主的な取組を提言するもので、法令上の義務を課すものではありません。

中間とりまとめ（抜粋）

〈製造事業者の取り組み〉

1. 電球形LEDランプ等の高効率照明の省エネルギー化のための技術開発を促進し、演色性の改善、小形化、広配光化などの消費者ニーズを反映しつつ、エネルギー消費効率の優れた製品の開発に努めること。
2. JIS Z 9110に規定されている演色性を確保しつつ、エネルギー消費効率の優れた電球形LEDランプの普及を図る観点から、省エネルギーラベル（JIS C 9901（電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法）：2010で規定するラベルをいう。）等を利用し、使用者がエネルギー消費効率の優れた電球形LEDランプの選択に資するよう適切な情報の提供に努めること。また、演色性や省エネルギーラベルの表示に当たっては、使用者に分かりやすく誤解を与えないよう配慮した表示内容とすること。
3. 電球形LEDランプ等の高効率照明に関する使用者の理解増進に努めるとともに、使用者が電球形LEDランプ等の高効率照明を購入する際に、選択しやすいよう、白熱電球から交換が可能な製品の分かりやすい表示に努めること。
4. 自ら試験所を有する製造事業者等においては、登録試験事業者として登録されるよう努めること。
5. 電球形LEDランプの適切、かつ、効率的な利用により省エネルギーを図るよう情報提供に努める

トップランナー規制導入によって想定される省エネ効果について

➢ 目標基準値を達成することで、白熱電球から比較して約1/7～1/8倍の消費電力となり、加重平均では50.8%改善見込み。

	白熱電球	電球形蛍光ランプ	現・電球形LEDランプ（2011年度出荷製品）（加重平均値相当）	現・電球形LEDランプ（2011年度出荷製品）（トップ値相当）	新・電球形LEDランプ（目標基準値達成）
写真					新・電球形LEDランプ
価格	100～200円程度	700～1,200円程度	1,000～3,000円程度		未　定
エネルギー消費効率（lm/W）	**15** （54W, 810lm）	**68** （12W, 810lm） 白熱電球比 約1/4の消費電力	**77** （10.4W, 810lm） 白熱電球比 約1/5の消費電力	**100** （8.1W, 810lm） 白熱電球比 約1/7の消費電力	**110** （7.4W, 810 lm） 白熱電球比 **約1/7～1/8の消費電力**
寿命	1,000時間	6,000～10,000時間	40,000時間		40,000時間（推定）

※白熱電球６０Ｗ相当品での比較。ＬＥＤ電球は昼白色相当。

本件に対する問い合わせ先

○担当部署:資源エネルギー庁　省エネルギー対策課
○担当者:畑下(はたしも)、村越(むらこし)
○連絡先:03-3501-9726(省エネ課直通)

＜審議会の議事要旨及び配布資料＞
http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/19.html